

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外

(a)新築されたもの

(b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c)新築されたもの

(d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e)新築されたもの

(f)建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で住宅建物取引業者から取得したもの

(b)(a)以外

の規定に基づき、下記の家屋
するものである旨を証明します。

年 月 日

(ニ)建築
(ホ)取得

がこの規定に該当

申請者の住所	速見郡日出町		
申請者の氏名			
所在地	速見郡日出町		
家屋番号	番		
建築年月日	年	月	日
取得年月日	年	月	日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買	(2)競落	
申請者の居住	(1)入居済	(2)入居予定	
対象部分 床面積	m ²	対象部分 構造	
区分建物の耐火性能	(1)耐火・準耐火	(2)低層集合住宅	

日 税 証 第 号

年 月 日

速見郡日出町長